

宮崎県障がい者スポーツクラブ設置運営費交付金交付要綱

平成 23 年 6 月 3 日
宮崎県障がい者スポーツ協会

(趣 旨)

第1条 宮崎県障がい者スポーツ協会は、障がい者のスポーツの振興を図るため、予算で定められたところにより、宮崎県障がい者スポーツクラブ設置運営要綱(以下「クラブ設置運営要綱」という。)により届け出たクラブの中から適当と認められるものに対し交付金を交付するものとし、その交付については、クラブ設置運営要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付額及び交付金の対象経費)

第2条 この交付金の交付額は50,000円以内とし、その交付金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- 1 競技用具購入費
- 2 競技大会等参加に要する参加料(但し会員の移動のための交通費及び宿泊費は含まない。)
- 3 活動に要する会場の使用料
- 4 競技用器具の運搬に要する経費
- 5 会員相互の事務連絡諸費

(交付金の返還)

第3条 前条に掲げる対象経費以外に交付金を充当したときは、交付金の全部又は一部を返還させることがある。

(交付金の申請)

第4条 クラブの責任者は、交付金の交付を申請しようとするときは、交付金交付申請書(別記様式第1号)に次の書類を添えて、会長に当該年度の4月20日までに提出しなければならない。

- 1 事業活動計画書(別記様式第2号)
- 2 収支予算書(別記様式第3号)
- 3 会員名簿

(交付金の決定)

第5条 会長は交付金の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに交付の決定をするものとする。

2 会長は、前項の場合において、交付金の適正な交付を行うため必要があるときは、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付金の交付の決定をすることができる。

(交付金の交付の条件)

第6条 交付金の交付条件は、次のとおりとする。

- 1 クラブ会則等を整備し、クラブの所在地が明確であること。
- 2 現にクラブの責任者のもとで、健全、かつ活発に設置運営されていること。
- 3 クラブの会員は、スポーツ傷害保険に加入していること。

(交付金の交付決定の通知)

第7条 会長は交付金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を別記様式4号によりクラブ責任者に通知する。

- 2 クラブ責任者は、第1項の交付の決定又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により交付の申請を取り下げることができる。

(交付金の請求)

第8条 クラブの責任者は、第7条第1項の通知を受けたときは、すみやかに別記様式第5号による請求書を会長に提出しなければならない。

(交付金の交付方法)

第9条 この交付金は、概算払いにより交付する。

(活動報告等)

第10条 会長はクラブの設置運営につき必要と認めるときはその活動状況及び交付金の用途等について随時報告を求め又は実地に調査することがある。

- 2 前項による報告又は実地調査において、第2条による対象経費以外の用途又は第6条による交付条件に適合しないと認めたときは、適合させるための措置をクラブ責任者に命ずることができる。

(実績報告)

第11条 交付金の交付を受けたクラブの責任者は、交付金実績報告書（別記様式第6号）に次の書類を添えて、交付金の交付決定のあった翌年度の4月20日までに会長に報告しなければならない。

- 1 事業（活動）実績報告書（別記様式第7号）
- 2 収支決算書（別記様式第8号）

(交付金の確定)

第12条 会長は、前条による報告があったときは、報告書の審査及び必要に応じ行う現地調査等により、クラブ運営の成果が当交付金の決定の内容及びこれに付した条件に適合と認めたときは、交付金の額を確定しその旨を別記様式第9号によりクラブ責任者に通知しなければならない。

(書類の保存期間)

第13条 交付金の交付を受けたクラブの責任者は、交付金の収支に関する書類を当該年度終了後5年間保存しなければならない。

(書類の経由機関)

第14条 この要綱の規定により会長に提出する場合は、市町村長を経由しなければならない。

但し、町村にあっては、更に、各福祉こどもセンター及び児湯福祉事務所（西臼杵管内にあっては、西臼杵支庁）の長を経由するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し平成24年度の予算に係る交付金から適用する。